

令和 5 年度版

**奈良県こども家庭相談センター
業務のあらまし**

**奈良県中央こども家庭相談センター
奈良県高田こども家庭相談センター**



はじめに

こども家庭相談センター(児童相談所、婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター)の業務推進につきましては、日頃から関係団体・機関を始め、多くの皆様に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、近年のこどもと家庭や、女性をめぐる状況は、児童虐待や配偶者等からの暴力(DV)、さらには貧困の問題など、複雑さとともに多様性が増す中、児童虐待相談対応件数は増加傾向にあり、こどもの尊い命が失われるなど悲しい事案も毎年発生しており、深刻な社会問題となっています。

本県の中央こども家庭相談センター及び高田こども家庭相談センターでの令和4年度児童相談総受付件数は4,380件、児童虐待相談対応件数は1,254件となっています。令和3年度の奈良市を除いた件数との比較では、相談総受付件数は210件増、虐待相談対応件数は46件減となっています。一方、女性相談件数は1,985件(うちDV相談件数714件)で、前年度より16件増となっており、こどもと女性に関する相談は、依然として高い水準で推移し、厳しい状況が続いています。

国におきましては、こども関係では、本年4月にこども家庭庁が設置され、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しすることを基本理念に政策を進めることとしています。

女性関係では、売春防止法を政策の中心に置いているなかでは、施策に限界があることから、令和6年4月に新たに「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行される予定で、女性の福祉、人権尊重や擁護、男女平等といった視点を明確に規定することとしています。

本県におきましては、こどもの健やかな育ちを支援するために、『奈良っ子はぐくみ条例』を令和4年4月に施行し、令和5年3月に『奈良っ子はぐくみアクションプラン』を策定するとともに、これまでに『奈良県第2次子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画』、『奈良県社会的養育推進計画』を策定しています。

令和4年4月に奈良市子どもセンターが設置されましたが、奈良県と奈良市が更に連携していくことにより、奈良県内のこどもたちの育ちを支援していくことができればと考えているところです。

関係者の皆様とともに、全ての児童が健全に育成されるよう児童虐待について、発生予防、安全確認から自立支援まで一連の対策を更に強化して進めてまいります。また、里親制度の推進や児童福祉施設入所児童への援助など、社会的養護の充実を図っていききたいと思います。さらに、DV防止及び被害者支援の方向性を定めた「奈良県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画(第5次)」を令和5年3月に策定したところです。こどもたちの権利を守り、女性の自立に向けた支援を行うため、各市町村の児童相談や女性相談の関係部署及び民間団体等との連携・協働を強めたいと考えています。

この「業務のあらまし」は県内2か所のこども家庭相談センターの令和4年度の業務実績をまとめたものです。関係者の皆様にご高覧いただき、本県の児童・女性福祉の推進に広くご活用いただければ幸いです。

令和5年8月

奈良県中央こども家庭相談センター所長
奈良県高田こども家庭相談センター所長

村中 幸雄
森田 太津子

目 次

はじめに

I 組織図および管内状況 頁

- | | |
|-----------------------|---|
| 1 中央こども家庭相談センター | 1 |
| 2 高田こども家庭相談センター | 2 |

II 沿 革 3

III 児童相談

- | | |
|-------------------------|-------|
| 1 児童相談所業務の概要 | 4 |
| 2 児童相談の流れ | 5 |
| 3 児童相談の分類 | 6 |
| 4 児童相談業務の統計 | 7～10 |
| 5 里親の状況 | 11～12 |
| 6 判定業務の統計 | 13～14 |
| 7 児童虐待相談の統計 | 15～17 |
| 8 一時保護業務の統計 | 18～19 |
| 9 子どもと家庭テレホン相談の状況 | 20 |

IV 女性相談

- | | |
|------------------------|-------|
| 1 女性相談業務の概要 | 21 |
| 2 女性相談の主な関係機関と支援 | 21 |
| 3 女性相談の主訴分類 | 22 |
| 4 女性相談業務の統計 | 23～28 |
| 5 証明書等の発行状況 | 29 |
| 6 心理担当職の業務 | 29 |

関係機関・施設一覧 30～33

I 組織図および管内状況

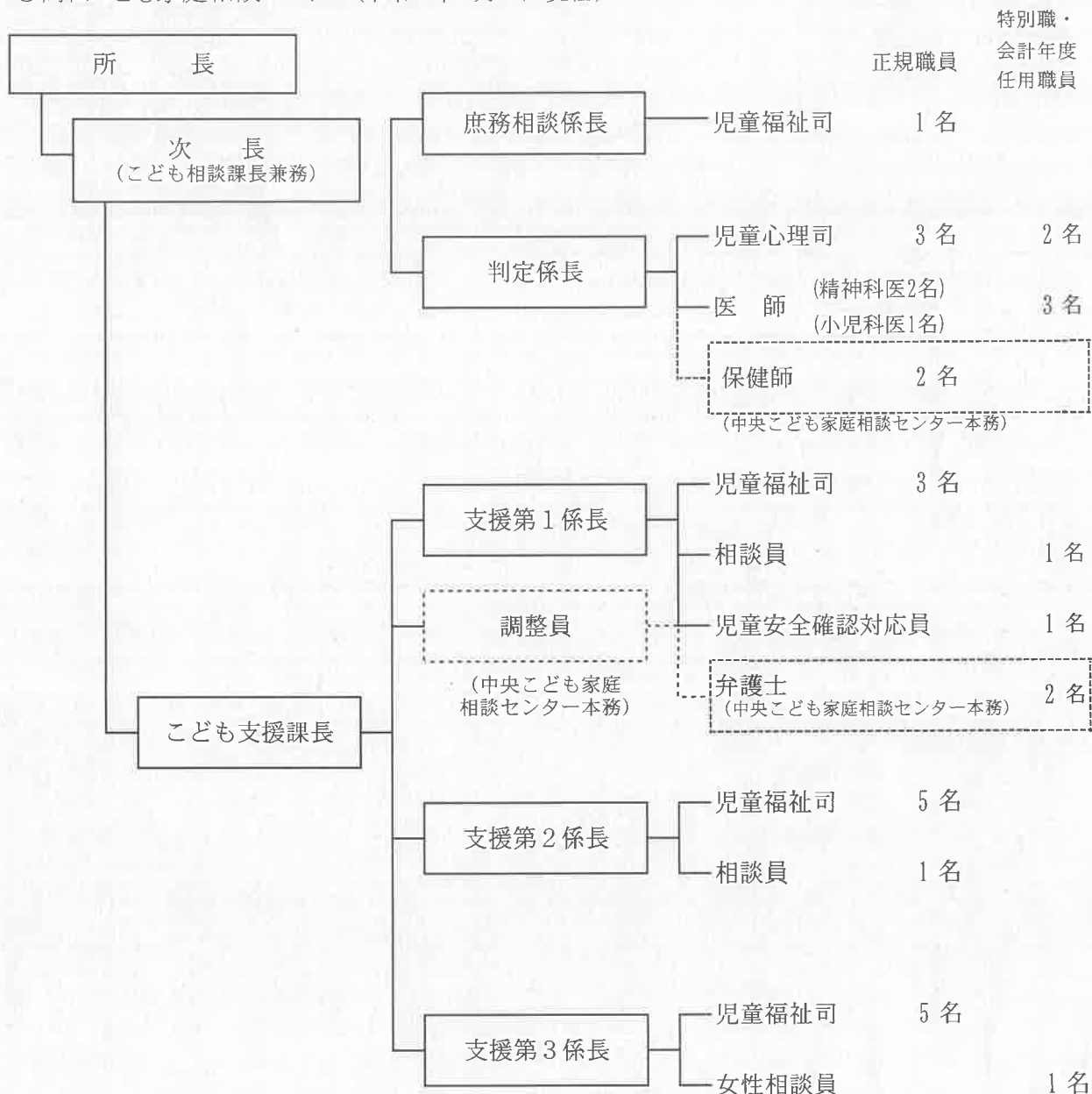
○中央こども家庭相談センター（令和5年7月1日現在）



総数 96名（兼務のみ職員除く）（正規職員 43名 臨時的任用・会計年度任用・非常勤職員 53名）

所在地	〒630-8306 奈良市紀寺町833 こども相談部門 電話:0742-26-3788、FAX:0742-26-5651 女性相談部門 電話:0742-22-4083、FAX:0742-93-8130
管轄区域	5 市 (大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市) 7 町 (平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町) 3 村 (山添村、曽爾村、御杖村)
人口	総数 466,978人、 児童人口 67,796人 (※令和4年10月1日現在)

○高田こども家庭相談センター(令和5年7月1日現在)



総数 34名 (正規職員 26名、 特別職・会計年度任用職員 8名)

所在地	〒635-0095 大和高田市大中17-6 電話:0745-22-6079 FAX:0745-23-5527
管轄区域	6 市 (大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市) 8 町 (高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町) 9 村 (明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村)
人 口	総数 487,292人、 児童人口 69,303人 (※令和 4年10月1日現在)

Ⅱ 沿革

昭和23年 6月 1日	社会福祉法人恩賜財団済生会奈良病院診療所内（奈良市杉ヶ町）に児童相談所を設置。その後、間もなく奈良保健所内（奈良市油阪町）に移転。
昭和23年11月 1日	伝香寺内（奈良市小川町）に児童の一時保護所を設置。
昭和24年10月 5日	武徳会弓道場跡（奈良市登大路町48番地）へ児童相談所及び児童一時保護所を移転。
昭和32年 4月 1日	売春防止法（昭和31年法律第118号）の施行（昭和32年4月1日）に伴い、婦人相談所（奈良市鶴福院町33番地）を設置。
昭和33年 4月 1日	現在地（奈良市紀寺町833番地）に児童相談所及び児童一時保護所を新築移転。
昭和37年11月 1日	児童一時保護所及び倉庫を増築。
昭和45年12月10日	児童相談所及び児童一時保護所を改築。
昭和53年 6月 1日	人口増並びに児童相談件数の増加に伴い、高田児童相談所を新設。児童相談所を中央児童相談所とする。
昭和54年 4月 1日	婦人相談所を児童相談所の隣地（奈良市紀寺町832番地）に新築移転。
昭和63年 4月26日	現在地（大和高田市大中17番6号）に高田児童相談所を新築移転。
平成 5年10月 1日	中央児童相談所に「子どもと家庭テレホン相談」を開設。
平成 8年11月30日	婦人相談所の相談室を増築。
平成11年 3月29日	中央児童相談所の玄関（自動ドア）及びその周辺（手すり、スロープ等）、門扉を改修。
平成14年 4月 1日	中央児童相談所と婦人相談所を統合し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法 平成13年法律第31号）の施行（平成14年4月1日）に伴い、新たに配偶者暴力相談支援センター機能を追加し、「中央こども家庭相談センター」に名称変更。
	高田児童相談所を「高田こども家庭相談センター」に名称変更。
	中央こども家庭相談センター女性相談部門に心理担当職員を配置。
	児童一時保護所に心理担当職員を配置。
平成16年 4月 1日	中央こども家庭相談センター女性相談部門を増改築。
平成17年 4月 1日	児童虐待に対応するため、中央こども家庭相談センター児童相談部門に「こども支援課」を新設し、休日夜間対応員を配置。
平成18年 4月 1日	こども支援課に家族療法対応員を配置。
平成19年 4月 1日	こども相談課に里親委託推進員を配置。
平成20年 4月 1日	こども支援課に主幹、児童心理司を配置。
平成21年 4月 1日	こども支援課に係関係機関支援専門職員（児童福祉司）を配置。
平成22年 4月 1日	女性相談課に保育士を配置。
平成23年 4月 1日	保護課に学習支援員を配置。
平成24年 4月 1日	こども支援課に主幹（高田専従）、保護課に個別対応員を配置。
平成25年 4月 1日	高田こども家庭相談センターに「こども支援係」を新設。
平成25年 7月31日	中央こども家庭相談センター新こども相談棟完成。
平成26年 1月31日	女性相談棟における学習室・警備員室新設及び厨房改修。芝生のグラウンド及び駐車場整備。
平成26年 4月 1日	一時保護所定員増に伴い、児童指導員を増員。
平成27年 4月 1日	こども支援課に調整員（高田センター兼務）及び保護者指導支援員を配置。
平成28年 4月 1日	保護課の児童指導員を嘱託職員から臨時事務員に振替して配置。
平成29年 4月 1日	児童福祉法の改正により、こども家庭相談センターの組織を改正。
	中央センターこども相談課及びこども支援課を1係制から2係制に変更。
	両センターの職員定数を増やし、福祉職採用による児童福祉司を配置。
	非常勤職員弁護士を配置（両センターを兼務）。
平成30年 4月 1日	非常勤職員弁護士1名増員（両センターを兼務）。
令和 元年 7月 1日	健康増進法の一部改正に伴い、施設内全面禁煙を実施。
令和 2年 9月 1日	両センターに児童安全確認対応員を配置。
令和 4年 4月 1日	高田こども家庭相談センターを課制に移行。（2課5係）
	奈良市子どもセンターの設置に伴い、中央こども家庭相談センターの管轄区域から奈良市を削除。
令和 5年 4月 1日	保育士・児童指導員・児童福祉司・社会福祉主事の職種をまとめた社会福祉職採用による職員を配置。

Ⅲ 児童相談

1 児童相談所業務の概要

①目的

こども家庭相談センターの児童相談部門(児童相談所)は、児童福祉法第12条に基づき設置されている行政機関であり、市町村と協働・連携・役割分担を図り、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題または子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を捉え、援助を行い、子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを目的として設置されています。

②相談の受付

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、原則として0歳から18歳未満の児童に対して、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、発達相談や、非行相談、また増加している虐待相談等、さまざまな相談に応じています。

③児童相談所の基本的機能

(1)市町村援助機能

市町村による児童家庭相談への対応について、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行います。

(2)相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定(総合診断)し、それに基づいて援助方針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行います。

(3)一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護します。

(4)措置機能

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員(主任児童委員を含む)、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、又は里親に委託する等の措置を行います。

④相談援助活動の展開

(1)調査、診断、判定

受け付けた相談について、児童福祉司等による調査に基づく社会診断、児童心理司等による心理診断、医師による医学診断、一時保護所の児童指導員、保育士等による行動診断などをもとに、総合診断を行い、個々の子どもに対する援助方針を作成します。援助方針の策定に際しては、可能な限り子どもや保護者と協議を行います。

(2)援助

上記援助方針に基づいて子ども、保護者、関係者等に対して指導、措置等の援助を行います。

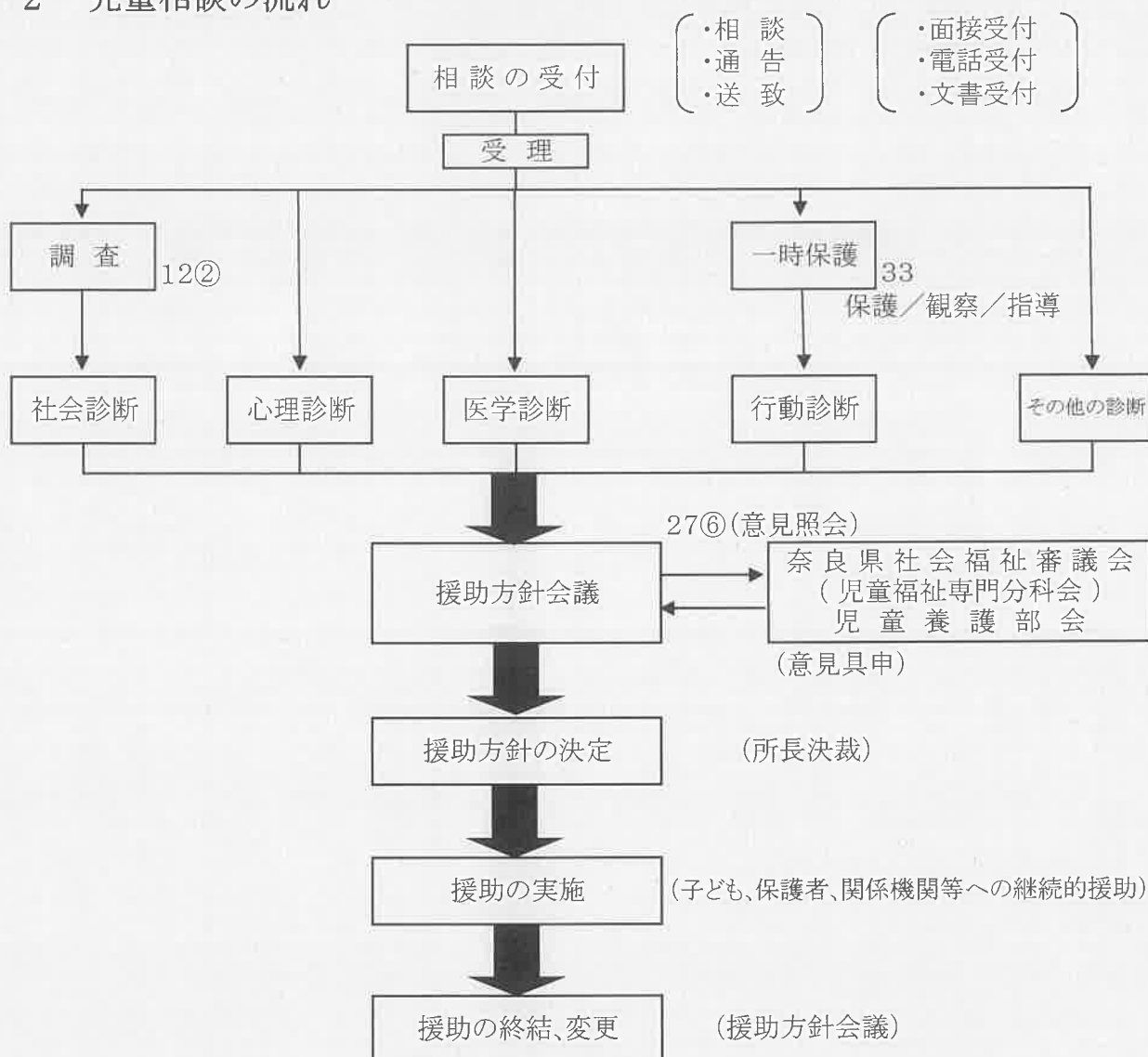
(3)支給決定

障害児入所施設の契約利用に際しては、障害児入所給付費、障害児入所医療費等の支給決定を行い、障害児入所施設受給者証を交付します。

(4)里親を希望する者の調査

里親を希望する者から相談を受けた場合、児童福祉司等が家庭訪問を含め、必要な調査を十分に行った上、その適否を明らかにする書類等を知事に送付します。

2 児童相談の流れ



援	助
1 在宅指導等 (1) 措置によらない指導 ア 助言指導 イ 継続指導 ウ 他機関あつせん (2) 措置による指導 ア 児童福祉司指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) イ 児童委員指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) ウ 市町村指導(26①Ⅱ、27①Ⅱ) エ 児童家庭支援センター指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) オ 知的障害者福祉司、社会福祉主事指導 (27①Ⅱ) カ 障害者等相談支援事業を行う者の指導 (26①Ⅱ、27①Ⅱ) キ 指導の委託(26①Ⅱ、27①Ⅱ) (3) 訓戒、誓約措置(27①Ⅰ)	2 児童福祉施設入所措置(27①Ⅲ) 指定発達支援医療機関委託(27②) 3 里親・小規模住居型児童養育事業委託措置 (27①Ⅲ) 4 児童自立生活援助の実施(33の6①) 5 市町村への事案送致(26①Ⅲ) 福祉事務所送致、通知(26①Ⅳ) 市町村長報告・通知、知事報告・通知 (26①Ⅴ、Ⅶ、Ⅷ、63の2、63の3) 6 家庭裁判所送致(27①Ⅳ、27の3) 7 家庭裁判所への家事審判の申し立て ア 施設入所の承認(28①②) イ 親権喪失の審判等の請求(33の7) ウ 未成年後見人選任の請求(33の8) エ 未成年後見人解任の請求(33の9)

※ 数字は児童福祉法の該当条項

3 児童相談の分類

養護相談	① 児童虐待相談	児童虐待の防止等に関する法律の第2条に規定する次の行為に関する相談。 (1) 身体的虐待 生命・健康に危険のある身体的な暴行 (2) 性的虐待 性交、性的暴行、性的行為の強要 (3) 心理的虐待 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、子どもが同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力 (4) 保護の怠慢・拒否（ネグレクト） 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児
	② その他の養護相談	父または母等保護者の家出・失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、未成年後見人を待たぬ子ども等、児童虐待相談以外の環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談。
保健相談	③ 保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息その他の疾患（精神疾患を含む）を有する子どもに関する相談。
障害相談	④ 肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談。
	⑤ 視聴覚障害相談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談。
	⑥ 言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談（言葉の遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合は該当する種別に分類する）。
	⑦ 重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談。
	⑧ 知的障害相談	知的障害児に関する相談。
	⑨ 発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談。
非行相談	⑩ ぐ犯行為等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として児童福祉法第25条による通告のあった子ども、または警察署からの通告はないが触法行為があったと思料される子どもに関する相談。
	⑪ 触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から児童福祉法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談（受け付けた時には通告がなくとも調査の結果通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する）。
育成相談	⑫ 性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格もしくは行動上の問題を有する子どもに関する相談。
	⑬ 不登校相談	学校および幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校（園）していない状態にある子どもに関する相談（非行や精神疾患、養護問題が主である場合等には、該当する種別に分類する）。
	⑭ 適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談。
	⑮ 育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談。
	⑯ その他の相談	上記の①～⑮のいずれにも該当しない相談。

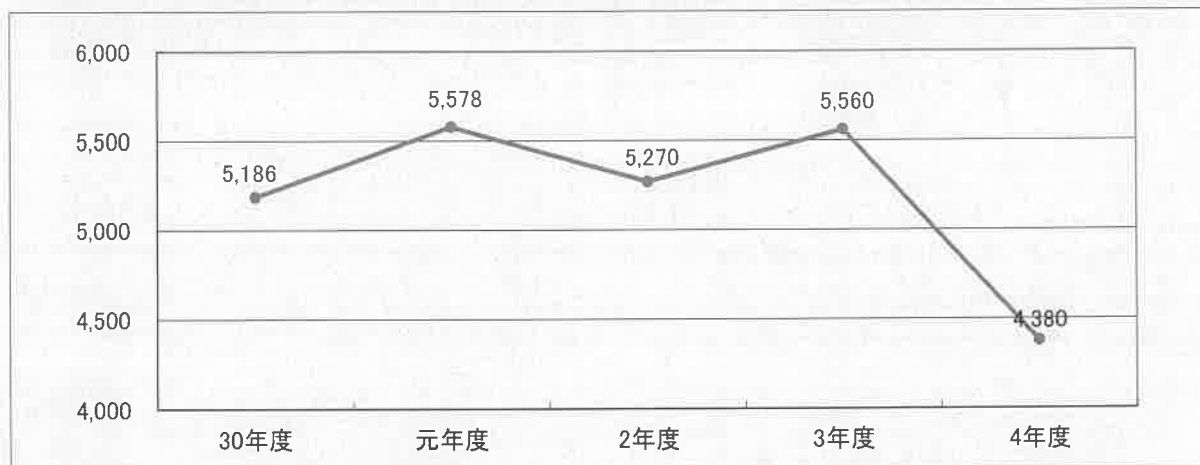
4 児童相談業務の統計

※ 4年度は、令和4年4月1日に設置された奈良市子どもセンター所管分を除いた数値。

(1) 相談受付件数の推移

【単位：件】

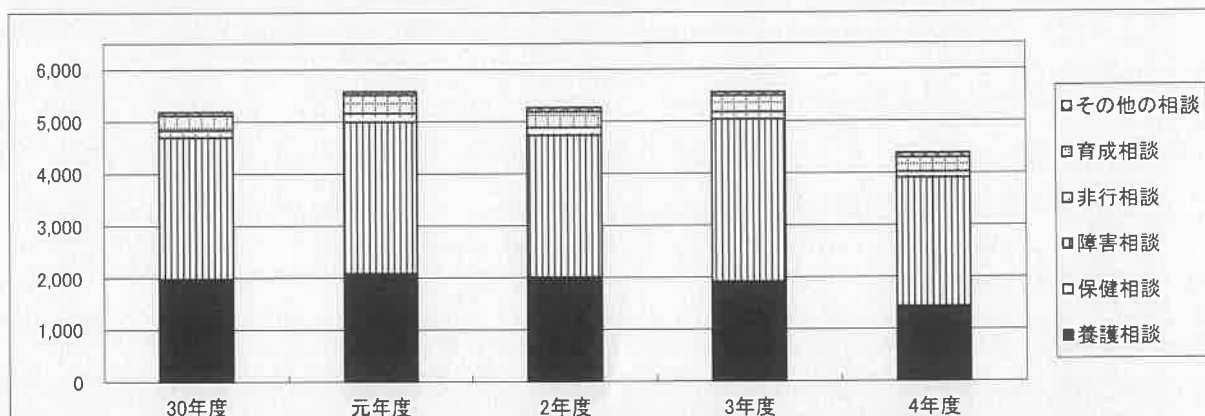
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
a) 中央こども家庭相談センター	3,001	3,201	3,058	3,234	2,239
b) 高田こども家庭相談センター	2,185	2,377	2,212	2,326	2,141
c) 小 計 (a+b)	5,186	5,578	5,270	5,560	4,380
d) 子どもと家庭テレホン相談	524	600	542	617	364
e) 総 件 数 (C+d)	5,710	6,178	5,812	6,177	4,744



(2) 相談種類別受付件数の推移

【単位：件、()内%】

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
① 養 護 相 談	1,975 (38)	2,076 (37)	2,004 (38)	1,911 (34)	1,425 (33)
② 保 健 相 談	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	2 (0)
③ 障 害 相 談	2,723 (53)	2,918 (53)	2,731 (51)	3,130 (56)	2,478 (57)
④ 非 行 相 談	141 (3)	170 (3)	152 (3)	137 (2)	109 (2)
⑤ 育 成 相 談	279 (5)	348 (6)	298 (6)	313 (6)	280 (6)
⑥ そ の 他 の 相 談	68 (1)	66 (1)	85 (2)	69 (1)	86 (2)
合 計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	5,186 (100)	5,578 (100)	5,270 (100)	5,560 (100)	4,380 (100)

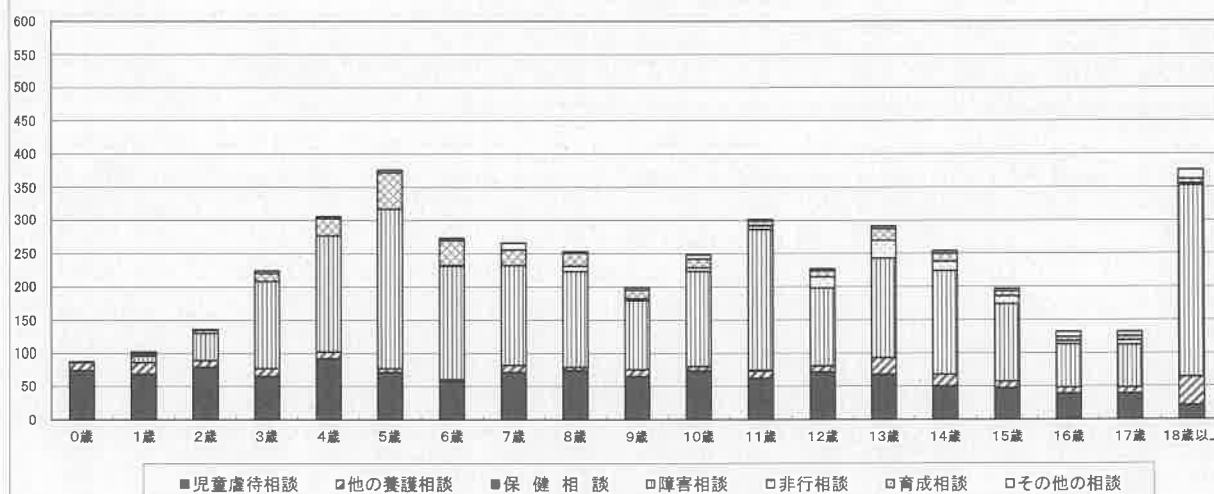


(3) 年齢別・種類別相談受付件数

【単位：件】

		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳以上	総計
養護相談	児童虐待	74	69	79	67	93	71	67	71	74	65	73	62	71	68	56	47	39	39	11	1,187
	他の養護	12	17	10	12	10	6	3	11	5	10	7	11	10	25	18	10	9	9	43	238
	小計	86	86	89	77	102	77	60	82	79	75	80	73	81	93	68	57	48	48	64	1,425
保健相談	肢体不自由	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	0	0	2	1	1	0	1	1	1	0	0	1	1	1	1	3	5	1	3	23
	知的障害	0	8	39	125	169	228	145	137	138	103	142	210	114	147	155	114	60	61	285	2,380
	発達障害	0	2	0	5	5	12	25	12	5	1	0	1	2	2	0	0	0	2	0	74
	小計	0	10	41	131	175	240	171	150	144	104	143	212	117	150	156	117	65	64	288	2,478
	非行相談	く犯行為等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	7	7	9	5	6	2
育成相談	触法行為等	0	0	0	0	0	0	1	0	8	3	5	6	14	20	7	3	0	1	1	69
	小計	0	0	0	0	0	0	1	0	8	3	6	6	17	27	14	12	5	7	3	109
	性格行動等	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	2	4	4	6	4	3	2	0	28
その他相談	不登校	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	1	2	3	1	0	0	2	1	0	14
	適性	0	3	5	11	23	55	37	23	18	11	11	3	2	12	6	3	1	3	7	234
	育児・しつけ	0	0	0	0	3	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
	小計	0	3	5	12	26	55	38	24	20	13	13	7	9	17	12	7	6	6	7	280
	その他の相談	0	3	1	4	3	4	3	10	2	4	6	2	3	4	4	4	8	7	14	86
総計		87	100	136	224	306	376	273	266	255	199	248	301	317	291	254	197	133	132	376	4,380

令和4年度児童相談状況(年齢別)

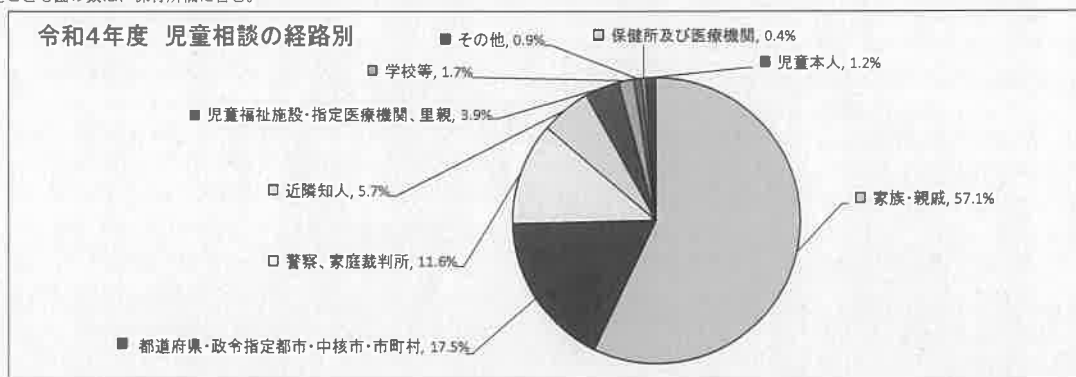


(4) 経路別受付件数

【単位：件】

	都道府県・政令指定都市・中核市・市町村					児童福祉施設・指定医療機関等					家庭	保健所及び医療機関		学校等			家族	近隣	児童	その他	総計
	児童福祉相談所	保健センター	児童委員	その他	保育所※	児童福祉施設	指定医療機関	児童家庭支援センター	里親	警察署	裁判所	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	親戚	知人	本人		
男	77	154	3	2	178	1	88	0	0	3	269	6	1	6	1	36	4	1,723	135	32	2,739
女	71	142	4	2	136	1	70	0	0	6	229	4	1	9	3	29	2	779	115	20	1,641
計	148	296	7	4	314	2	158	0	0	9	498	10	2	15	4	65	6	2,502	250	52	4,380
割合	3.4%	6.8%	0.2%	0.1%	7.2%	0.0%	3.6%	0.0%	0.0%	0.2%	11.4%	0.2%	0.0%	0.3%	0.1%	1.5%	0.1%	57.1%	5.7%	1.2%	100%
グランプ計					769	169					508	17		75			2,502	250	52	38	4,380
					17.5%						11.6%	0.4%		1.7%			57.1%	5.7%	1.2%	0.9%	100%

※認定こども園の数は、保育所欄に含む。



(5)市町村別・相談種類別受付件数

(単位:件)

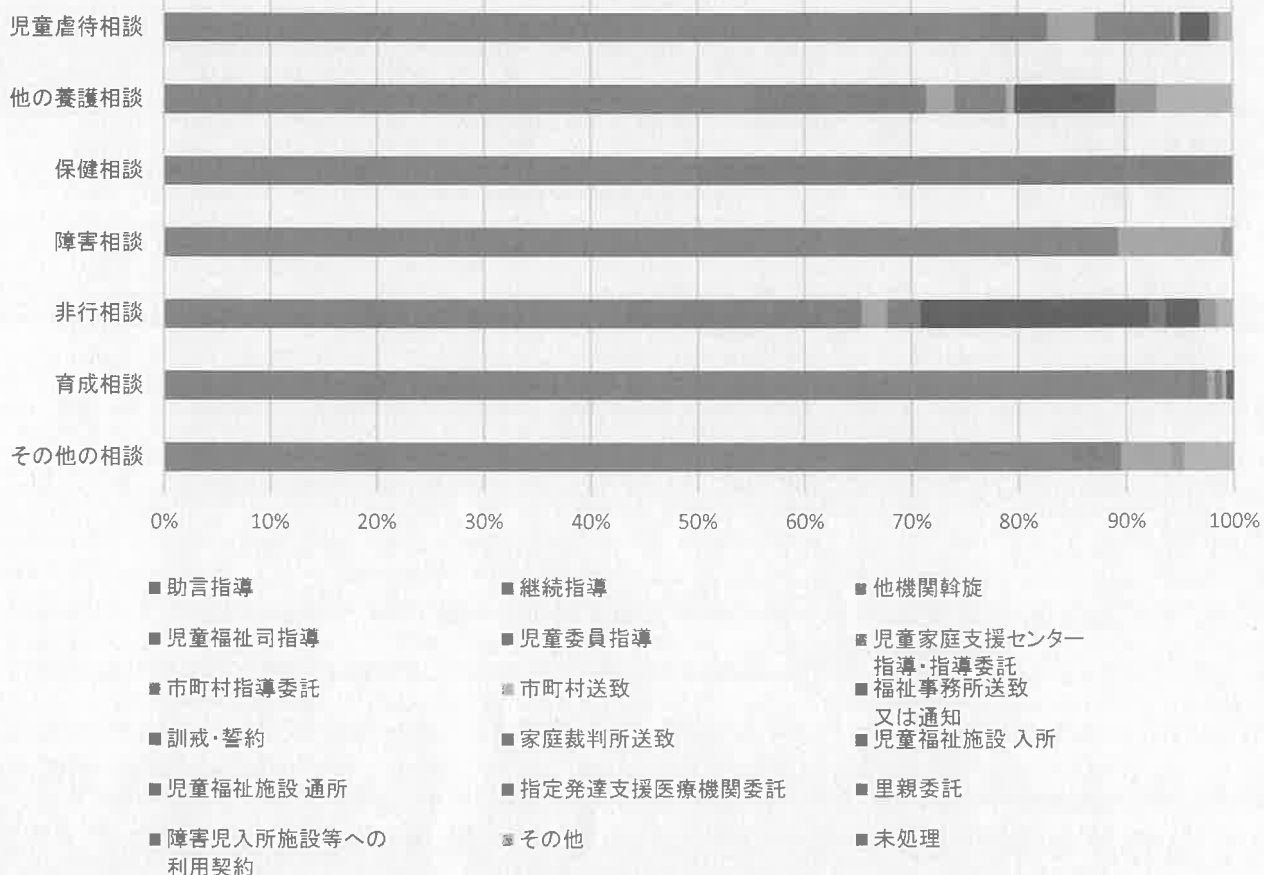
	養護相談			保 健 相 談	障害相談							非行相談			育成相談						そ の 他 の 相 談	総 計
	児 童 虐 待 相 談	他 の 養 護 相 談	小 計		肢 体 不 自 由 相 談	視 聴 覚 障 害 相 談	言 語 発 達 障 害 等 相 談	重 症 心 身 症 害 相 談	知 的 障 害 相 談	発 達 障 害 相 談	小 計	ぐ 犯 行 為 等 相 談	触 法 行 為 等 相 談	小 計	性 格 行 動 等 相 談	不 登 校 相 談	適 性 相 談	育 児 ・ し っ け 相 談	小 計			
奈良市	7	1	8	0	0	0	0	0	25	0	25	2	3	5	0	0	0	0	0	0	0	38
大和高田市	81	7	88	0	0	0	0	1	172	0	173	2	15	17	3	1	48	0	52	15	345	
大和郡山市	104	33	137	0	0	0	0	2	248	18	268	7	6	13	2	0	13	0	15	0	433	
天理市	87	15	102	0	0	0	0	3	207	19	229	1	1	2	2	0	8	0	10	8	351	
橿原市	139	48	187	0	1	0	0	1	268	0	270	2	6	8	3	2	36	1	42	8	515	
桜井市	70	23	93	0	0	0	0	1	167	10	178	5	5	10	2	0	3	0	5	8	294	
五條市	20	5	25	0	0	0	0	0	51	1	52	1	0	1	2	0	1	0	3	1	82	
御所市	35	10	45	0	0	0	0	0	63	0	63	0	1	1	1	3	5	0	9	0	118	
生駒市	155	21	176	0	0	0	0	5	165	1	171	3	3	6	1	1	6	0	8	4	365	
香芝市	56	14	70	1	0	0	0	0	165	0	165	5	5	10	4	3	14	0	21	5	272	
葛城市	47	4	51	1	0	0	0	1	103	0	104	0	0	0	0	0	6	1	7	3	166	
宇陀市	34	9	43	0	0	0	0	0	82	3	85	1	0	1	0	0	11	0	11	2	142	
山添村	2	0	2	0	0	0	0	0	4	0	4	1	0	1	0	0	0	0	0	1	8	
平群町	23	6	29	0	0	0	0	0	39	0	39	0	0	0	0	0	3	0	3	0	71	
三郷町	46	9	55	0	0	0	0	0	51	5	56	0	0	0	3	0	2	0	5	2	118	
斑鳩町	51	2	53	0	0	0	0	0	81	2	83	2	1	3	1	0	3	0	4	12	155	
安堵町	7	0	7	0	0	0	0	0	10	1	11	0	2	2	0	0	0	0	0	1	21	
川西町	13	2	15	0	0	0	0	0	16	1	17	1	0	1	0	0	0	0	0	0	33	
三宅町	9	0	9	0	0	0	0	3	14	1	18	0	0	0	0	0	1	0	1	0	28	
田原本町	45	3	48	0	0	0	0	3	107	6	116	0	0	0	0	0	11	0	11	3	178	
曽爾村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
御杖村	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
高取町	6	0	6	0	0	0	0	0	11	0	11	0	0	0	0	0	5	0	5	0	22	
明日香村	4	0	4	0	0	0	0	0	3	0	3	1	0	1	1	1	0	0	2	0	10	
上牧町	28	2	30	0	0	0	0	0	54	0	54	1	6	7	0	0	2	0	2	3	96	
王寺町	21	2	23	0	0	0	0	0	40	2	42	1	0	1	0	0	13	2	15	2	83	
広陵町	32	7	39	0	0	0	0	0	85	2	87	1	3	4	0	0	18	0	18	4	152	
河合町	4	0	4	0	0	0	0	1	34	0	35	0	2	2	1	1	5	0	7	0	48	
吉野町	8	0	8	0	0	0	0	0	9	0	9	0	0	0	0	0	5	0	5	1	23	
大淀町	18	1	19	0	0	0	0	0	51	1	52	2	8	10	1	0	6	0	7	0	88	
下市町	4	0	4	0	0	0	0	0	11	0	11	0	1	1	0	0	1	0	1	3	20	
黒滝村	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
天川村	0	3	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	5	
野迫川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
十津川村	0	1	1	0	0	0	0	0	8	0	8	0	0	0	0	0	4	0	4	0	13	
下北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	3	0	0	0	0	0	2	0	2	0	5	
上北山村	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	
川上村	4	1	5	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0	2	0	8	
東吉野村	0	0	0	0	0	0	0	1	2	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	
39市町村の計	1,160	229	1,389	2	1	0	0	22	2,359	74	2,456	39	68	107	28	14	232	4	278	86	4,318	
県外	26	4	30	0	0	0	0	1	21	0	22	1	1	2	0	0	2	0	2	0	56	
不明	1	5	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
合計	1,187	238	1,425	2	1	0	0	23	2,380	74	2,478	40	69	109	28	14	234	4	280	86	4,380	

(6)相談種類別対応件数

(単位:援助件数)

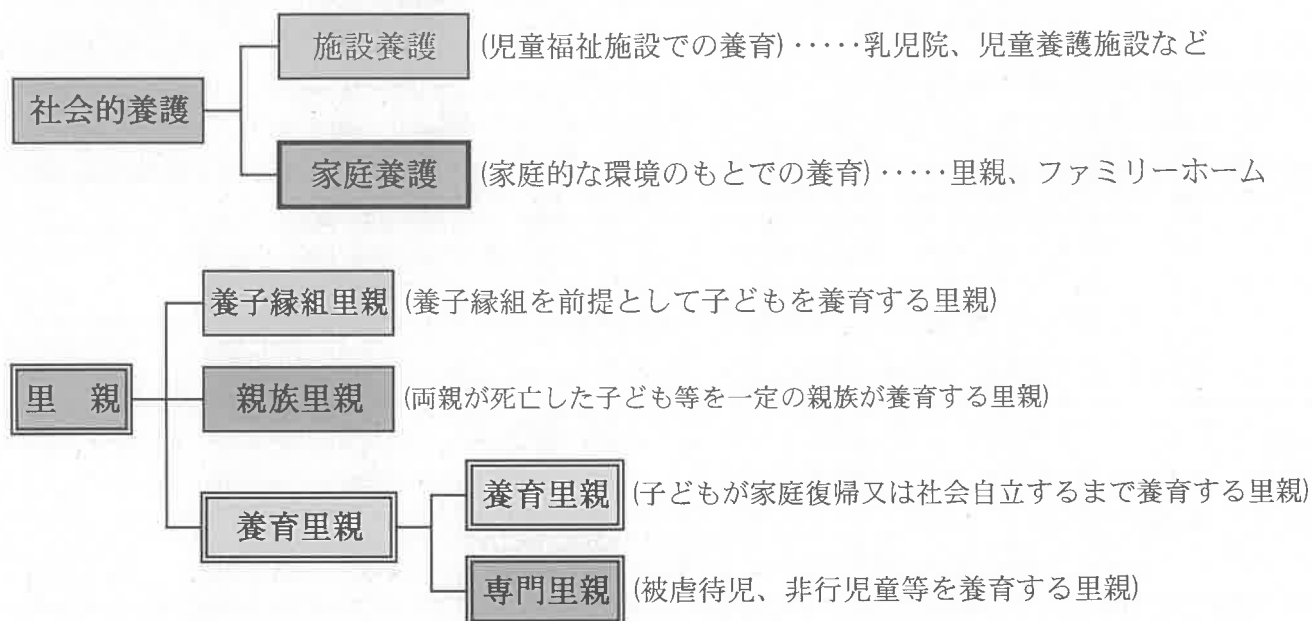
令和4年度		面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	児童家庭支援センター 指導・指導委託	市町村指導委託	市町村送致	福祉事務所 送致又は通知	訓戒・誓約	家庭裁判所送致	児童福祉施設		指定発達支援医療 機関委託	里親委託	障害児入所施設等 への利用契約	その他	未処理	総計
		助言指導	継続指導	他機関幹旋									入所	通所						
養護	児童虐待	965	73	56	92	0	2	5	0	0	0	0	35	0	0	11	0	15	0	1,254
	他の養護	147	43	7	13	0	1	0	1	0	0	0	25	0	0	9	1	19	0	266
	養護相談	1,112	116	63	105	0	3	5	1	0	0	0	60	0	0	20	1	34	0	1,520
保健	保健相談	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	肢体不自由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2
	視聴覚障害	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害	言語発達障害等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	重症心身障害	17	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	27
	知的障害	2,132	2	241	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	1	0	2,389
非行	自閉症等	72	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	75
	障害相談	2,221	4	243	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	22	1	0	2,493
	ぐ犯行為等	23	11	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0	2	0	41
育成	触法行為等	32	17	2	3	0	0	0	0	0	27	2	2	0	0	1	0	0	0	86
	非行相談	55	28	3	4	0	0	0	0	0	27	2	4	0	0	2	0	2	0	127
	性格行動等	25	3	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	32
その他	不登校	13	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	15
	適性	233	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	236
	育児・しつけ	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
総数	育成相談	275	5	2	2	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	287
	その他の相談	73	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	0	86
	総数	3,737	158	315	112	0	3	5	2	1	27	2	66	0	0	23	23	41	0	4,515

令和4年度相談種類別対応状況(相談別割合)



5 里親の状況

※ R4は、令和4年4月1日に設置された奈良市子どもセンター所管分を除いた数値。



(1) 里親登録状況 (各年度末)

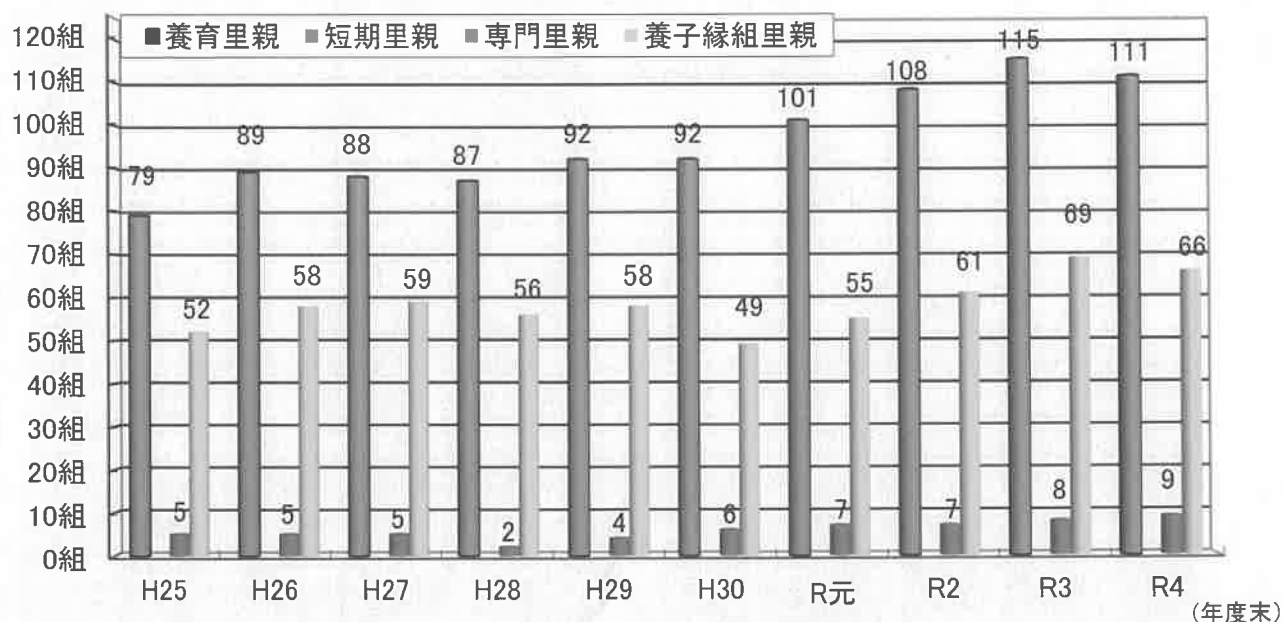
年 度	養育里親	短期里親	専門里親	養子縁組里親	計
H25	79組		5組	52組	109組
H26	89組		5組	58組	131組
H27	88組		5組	59組	131組
H28	87組		2組	56組	126組
H29	92組		4組	58組	131組
H30	92組		6組	49組	121組
R元	101組		7組	55組	132組
R2	108組		7組	61組	146組
R3	115組		8組	69組	158組
R4	111組		9組	66組	142組

※H21年度より短期里親は養育里親に含まれます。

※専門里親は、養育里親を兼ねています。

※養育里親と養子縁組里親を兼ねる里親がいるため、単純合計数と計は合いません。

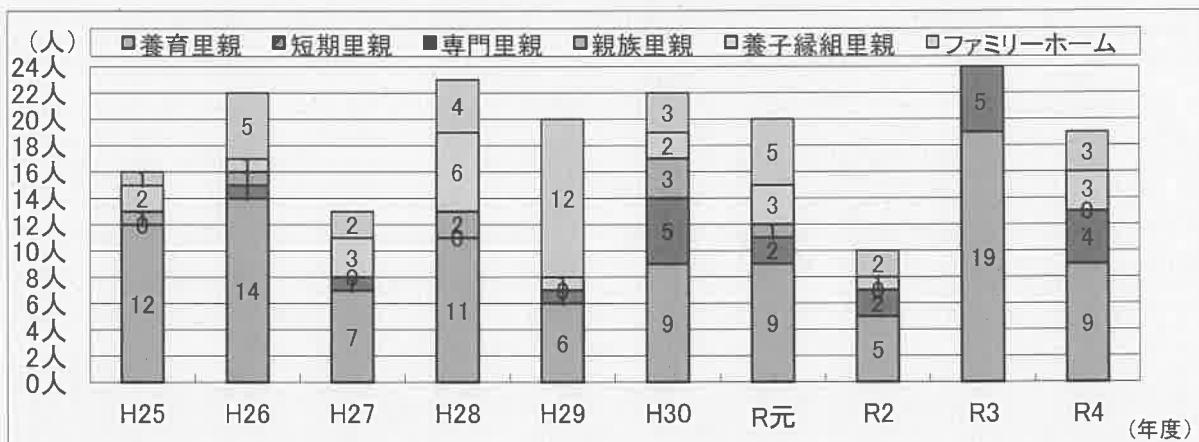
(組)



(2) 里親委託状況

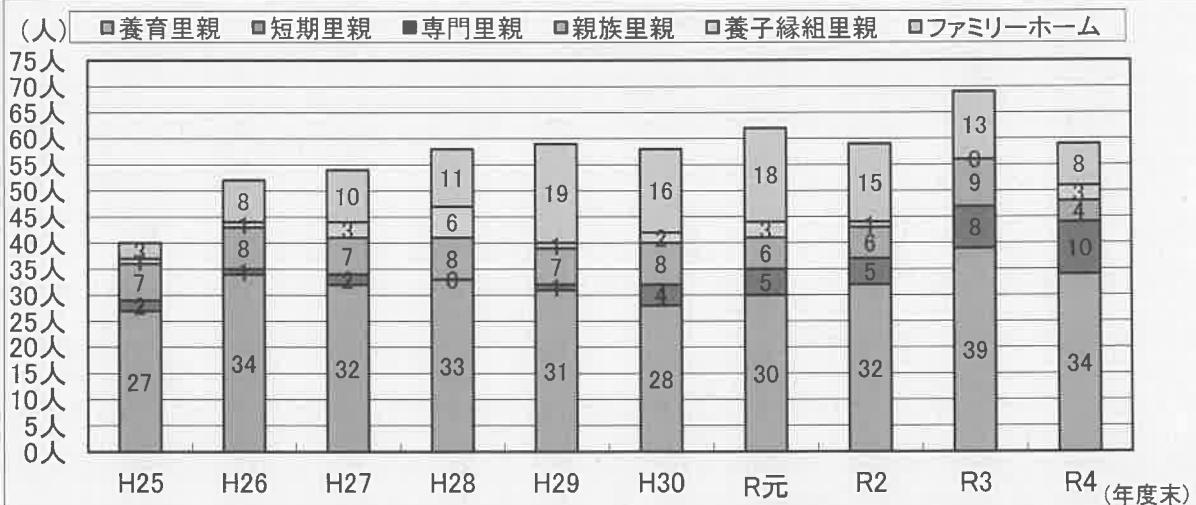
①新たに里親・ファミリーホームに委託した児童数（各年度）

年度	養育里親	短期里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	ファミリーホーム	合計
H25	12人		0人	1人	2人	1人	16人
H26	14人		1人	1人	1人	5人	22人
H27	7人		1人	0人	3人	2人	13人
H28	11人		0人	2人	6人	4人	23人
H29	6人		1人	0人	1人	12人	20人
H30	9人		5人	3人	2人	3人	22人
R元	9人		2人	1人	3人	5人	20人
R2	5人		2人	0人	1人	2人	10人
R3	19人		5人	4人	0人	5人	33人
R4	9人		4人	0人	3人	3人	19人



②里親委託中の児童数（各年度末）

年度	養育里親	短期里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	ファミリーホーム	合計	里親等委託率
H25	27人		2人	7人	1人	3人	40人	12.0%
H26	34人		1人	8人	1人	8人	52人	15.7%
H27	32人		2人	7人	3人	10人	54人	16.8%
H28	33人		0人	8人	6人	11人	58人	18.1%
H29	31人		1人	7人	1人	19人	59人	18.0%
H30	28人		4人	8人	2人	16人	58人	17.4%
R元	30人		5人	6人	3人	18人	62人	19.0%
R2	32人		5人	6人	1人	15人	59人	18.8%
R3	39人		8人	9人	0人	13人	69人	21.9%
R4	34人		10人	4人	3人	8人	59人	22.0%



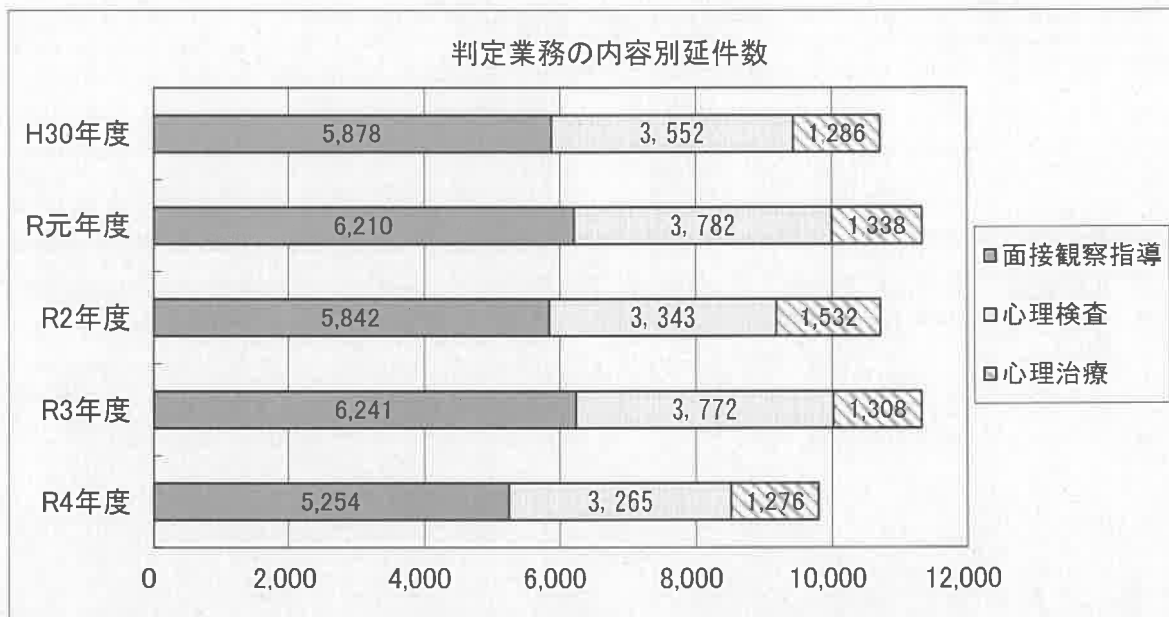
6 判定業務の統計

※ R4年度は、令和4年4月1日に設置された奈良市子どもセンター所管分を除いた数値。

(1) 判定業務の内容別延件数

(単位:件)

	面接観察指導	心理検査	心理治療
H30年度	5,878	3,552	1,286
R元年度	6,210	3,782	1,338
R2年度	5,842	3,343	1,532
R3年度	6,241	3,772	1,308
R4年度	5,254	3,265	1,276



(2) R4年度心理検査の内訳

(単位:件)

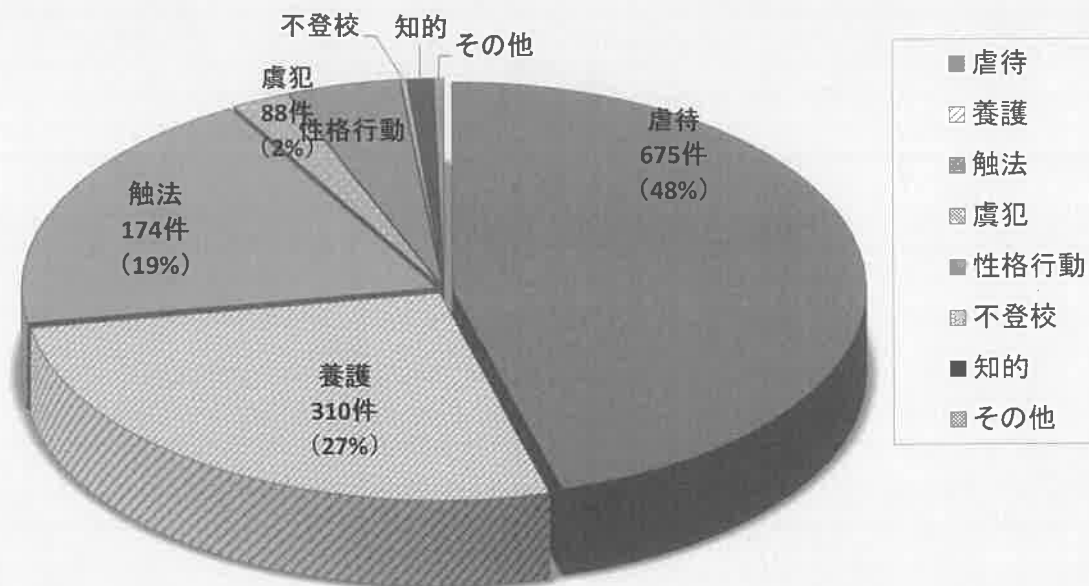
心理検査名		件数
知能検査	WISC-IV知能検査	58
	グッドイナフ人物画知能検査	5
	その他の知能検査	3
	計	66
発達検査	新版K式発達検査2020	1,531
	遠城寺式乳幼児分析的発達検査	23
	KIDS乳幼児発達スケール	25
	S-M社会生活能力検査	30
	社会生活能力目安表	1,298
	その他の発達検査	7
	計	2,914

心理検査名		件数
人格検査	バウム・テスト	96
	P-Fスタディ	67
	ロールシャッハ・テスト	12
	HTTP	9
	文章完成テスト	26
	動的家族画	8
	その他の人格検査	11
	計	229
その他	CBCL	20
	TSCC	31
	その他	5
	計	56

(3) 児童心理司による心理治療対象別延件数と割合(R4年度)

(単位: 件)

種別	養護	虐待	知的	虞犯	触法	性格行動	不登校	その他	合計
件数	339	584	13	29	247	56	3	5	1,276



(4) 療育手帳判定書の発行状況

(単位: 件)

	新規取得	再判定	合計
H30年度	443	870	1,313
R元年度	531	821	1,352
R2年度	451	848	1,299
R3年度	501	998	1,499
R4年度	602	677	1,279

